

# 日常生活圏域及び地域包括支援センター のあり方について

令和5年12月22日

酒田市健康福祉部  
高齢者支援課作成

# 日常生活圏域および地域包括支援センターのあり方

第8期計画期間中に、酒田市介護保険運営協議会や地域包括支援センター運営協議会等での議論を踏まえ、日常生活圏域の再設定と地域包括支援センターの再編を進めます

## ○国が示す日常生活圏域の設定

それぞれの地域の特性を踏まえ、概ね30分以内に必要なサービスが提供される区域として、**中学校区単位、あるいは人口2～3万人単位**で設定するものとしている。

## ○本市における日常生活圏域の設定の考え方

面積や人口だけでなく、小中学校区、旧行政区、住民の生活形態、地域づくり活動の単位など地域の特性を総合的に勘案した圏域とし、**概ね中学校区（当時）を1つの日常生活圏域として計10圏域を平成18年度に設定**し、現在もその圏域を踏襲し、地域包括ケアの基盤としている。

### 【現状と課題】

- ・令和5年3月末現在では、**各圏域での高齢者人口に不均衡**が生じ、最大と最小ではその人口の比が3.7倍となっている。（最大5,973人（かわみなみ）、最小1,633人（まつやま））
- ・高齢者人口の将来推計を踏まえると、**圏域ごとの高齢者人口の不均衡は拡大する傾向**にある。（R4\_3.7倍→R10\_3.8倍）
- ・将来、総人口、高齢者人口の減少により、現在のセンター数を維持することが困難になる。
- ・地域包括支援センターの職員配置について、介護保険法により高齢者3千人以上は3職種（保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員）の配置であるが、3千人未満は2職種となっており、**高齢化の進展に伴って増加するニーズへの対応で、職員の負担が増加**している。
- ・上記のとおり**地域包括支援センター間に機能格差**が生じているが、人材の確保が困難である。
- ・地域包括支援センターの**業務は年々増加**するとともに、**世代や属性を超えた相談や複雑・複合化した課題が多くなっており、対応が困難**となっている。

「日常生活圏域の見直し」と「地域包括支援センターの機能強化への対応」が必要

# 日常生活圏域の状況と地域包括支援センター職員の状況

圏域	小学校 (コミ振地区) 名	地域 包括名	人口 (特養等を 除く)	高齢者人 口(特養等 を除く)	基準職 員数	生活支 援 コーディネ ーター 数	設置法人
第1	琢成・松陵	なかまち	10,968	4,684	3	1	(医)健友会
第2	浜田・若浜・飛鳥	にいだ	12,402	4,582	3	1	(社福)酒田市社会福祉協議会
第3	松原・亀ヶ崎(亀城・港南)	はくちょう	18,651	5,662	3	1	(社福)光風会
第4	富士見・泉	あけぼの	12,906	3,969	3	1	(社福)友和会
第5	浜中・黒森・十坂・宮野浦・新堀・広野	かわみなみ	16,590	5,973	3	1	(社福)正覚会
第6	烏海(南遊佐・本楯・上田)・西荒瀬	ほくぶ	6,381	2,757	2	1	(医)宏友会
第7	平田(東平田・中平田・北平田)	ひがし	3,924	1,772	2	1	(社福)東平田福祉会
第8	一條・八幡(観音寺・大沢・日向)	やわた	4,991	2,210	2	1	(社福)幾久栄会
第9	松山(南部・松嶺・内郷・山寺)	まつやま	3,611	1,633	2	1	(社福)さくら福祉会
第10	南平田(田沢・南平田・東陽郡鏡・山谷・砂越・砂越緑町)	ひらた	5,408	2,221	2	1	(社福)平田厚生会

人口、高齢者人口：令和5年3月31日現在

## 【地域包括支援センターにかかる制度改正の経緯】

平成18年度

- ①介護予防ケアマネジメント業務
- ②総合相談支援業務
- ③権利擁護業務
- ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- 基準職員配置



平成27年度

- ⑤在宅医療・介護連携推進事業
- ⑥生活支援体制整備事業
- ⑦認知症総合支援事業

- 生活支援コーディネーター配置



令和6年度～

- + 重層的支援体制事業の実施
- + 認知症基本法の成立
- 介護予防支援（介護予防ケアプラン）の受託事業者拡大
- 総合相談支援事業の一部委託化

# 日常生活圏域と地域包括支援センター（案）

## ○本市における日常生活圏域の見直しの考え方

- ・地域包括ケアシステムの推進には、地域住民の協力が不可欠なことから、**民生児童委員やコミュニティ振興会などの区域との整合**をとった圏域の設定とする。
- ・複雑・複合化した課題を包括的に受け止める体制の整備に資する圏域の設定とする。
- ・高齢者人口の不均衡を是正する設定とする。
- ・地域包括支援センターの機能強化を図るため、3職種配置が必須となるよう圏域の**高齢者人口が3,000人以上**となるよう設定する。

上記の考え方を踏まえ、第9期（令和6年度～令和8年度）計画に本市の日常生活圏域を現行の10圏域から**現在の中学校区を基本とした7圏域に見直す**。

### 【酒田市総合計画後期計画】

3 行政経営方針（3）施策の戦略的展開

④ スクールコミュニティの拡充による子供を縁（えにし）とした地域づくりの推進

「各中学校区の実態に合わせた多様な連携・協同を実践することにより、担い手不足など課題解決を図りながら地域の活性化につなげます。」

### 【酒田市地域コミュニティまちづくり協働指針】

第4 地域コミュニティ組織および市の果たす役割 3 市

「地域に住む全てのひとが、住み慣れた地域の中で自分らしく安心して生活が送れるよう、公的福祉サービスに加え、コミュニティ振興会、自治会、民生委員などの関係団体との連携・協働による地域福祉活動を、社会福祉協議会、**地域包括支援センター**とともに推進します。」

第5 体制づくり 4 中学校区をエリアとする地域連携

「地域コミュニティの持続的発展に向け、「酒田型スクール・コミュニティ」として、**中学校区をエリアとする地域連携の深化に取り組みます。**」

# 日常生活圏域見直し（案）

## 【現行】

圏域	コミ振	人口	高齢者人口
1	琢成	5,170	2,375
	松陵	5,798	2,309
	計	10,968	4,684
2	浜田	5,460	2,273
	若浜	6,775	2,174
	飛鳥	167	135
計	12,402	4,582	
3	松原	9,269	2,594
	亀ヶ崎	6,583	2,063
	港南	2,799	1,005
計	18,651	5,662	
4	泉	6,440	1,812
	富士見	6,466	1,884
	計	12,906	3,696
5	新堀	1,871	798
	広野	1,743	711
	浜中	1,548	619
	黒森	984	433
	宮野浦	6,416	2,250
	十坂	4,028	1,162
計	16,590	5,973	
6	西荒瀬	2,321	886
	南遊佐	1,069	516
	計	3,390	1,402
7	東平田	1,382	653
	中平田	1,362	605
	北平田	1,180	514
計	3,924	1,772	
8	一條	1,526	634
	観音寺	2,174	917
	大沢	488	254
	日向	803	405
	計	4,991	2,210
9	南部	600	289
	松嶺	1,333	571
	内郷	1,160	525
	山寺	518	248
計	3,611	1,633	
10	田沢	632	325
	南平田	1,483	527
	東陽	725	376
	郡鏡・山谷	870	392
	砂越・砂越線町	1,698	601
計	5,408	2,221	
特養入所者等	785	766	-
養護入所者等	37	37	-
住所地特例者等	123	122	-
計	96,777	36,115	-

## 【見直し後】

圏域	コミ振	人口	高齢者人口	10年後(R15)	中学校区
1	琢成	5,170	2,375	1,973	一中
	松陵	5,798	2,309	2,080	
	西荒瀬	2,321	886	898	
計	13,289	5,570	4,951		
2	浜田	5,460	2,273	1,872	二中
	若浜	6,775	2,174	1,994	
	飛鳥	167	135	52	
	東平田	1,382	653	552	
	中平田	1,362	605	546	
3	北平田	1,180	514	463	三中
	計	16,326	6,354	5,479	
	松原	9,269	2,594	2,955	
4	亀ヶ崎	6,583	2,063	2,026	六中
	港南	2,799	1,005	908	
	計	18,651	5,662	5,889	
5	泉	6,440	1,812	1,866	四中
	富士見	6,466	1,884	2,122	
	計	12,906	3,696	3,988	
6	新堀	1,871	798	740	鳥海八幡中
	広野	1,743	711	671	
	浜中	1,548	619	555	
	黒森	984	433	400	
	宮野浦	6,416	2,250	1,900	
	十坂	4,028	1,162	1,251	
計	16,590	5,973	5,517		
7	南遊佐	1,069	516	389	東部中
	上田	1,137	525	492	
	本楯	1,854	830	727	
	一條	1,526	634	579	
	観音寺	2,174	917	810	
8	大沢	488	254	209	東部中
	日向	803	405	326	
	計	9,051	4,081	3,532	
	南部	600	289	256	
	松嶺	1,333	571	521	
9	内郷	1,160	525	412	東部中
	山寺	518	248	227	
	田沢	632	325	282	
	南平田	1,483	527	447	
	東陽	725	376	289	
10	郡鏡・山谷	870	392	376	東部中
	砂越・砂越線町	1,698	601	561	
	計	9,019	3,854	3,371	
特養入所者等	785	766	-		
養護入所者等	37	37	-		
住所地特例者等	123	122	-		
計	96,777	36,115	32,727		

※10年後(R15)の市全体計に、特養入所者等は含まない。  
 ※住民基本台帳人口を基礎として、コーホート変化率法により、各コミュニティ振興会及び各圏域毎に市独自集計したもの。

人口、高齢者人口：令和5年3月31日現在

## 【設定のポイント】

### ①概ね中学校区単位で設定

### ②コミュニティ振興会単位に配慮（浜田・泉等）

【国が示す第8期計画基本指針】

6 日常生活圏域の設定  
 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、（中略）例えば中学校区単位等、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めること。

なお、日常生活圏域の設定については、自治会や町内会など既存コミュニティの活動にも配慮して定めることが重要である。

### ③高齢者人口が3,000人以上となるよう設定

【高齢者人口不均衡】

(R5 3.7倍 → 1.6倍)

(→R10 1.6倍

→R15 1.7倍)



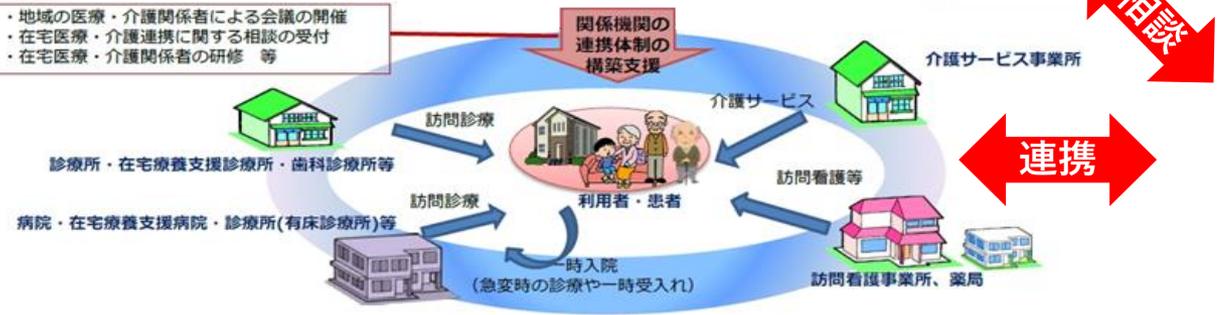
# 日常生活圏域見直しと地域包括支援センター機能強化

目指す姿：住み慣れた地域で、安心して自分らしい暮らしを続けることができるように



在宅医療・介護連携支援室ポインテ  
(日本海総合病院内)

- ・地域の医療・介護関係者による会議の開催
- ・在宅医療・介護連携に関する相談の受付
- ・在宅医療・介護関係者の研修等



医師会・歯科医師会・薬剤師会

酒田市

- ◆地域包括支援センターの後方支援
- ・虐待や処遇困難事例への対応
- ・各包括支援センターの支援（連絡調整、専門員の育成、事業評価）
- ・⑤基幹型支援センターの検討
- ◆在宅医療・介護連携支援室との連携
- ◆認知症初期集中支援チームとの連携
- ◆⑥重層的支援（介護、障がい、子ども、貧困）体制整備事業の実施

# 地域包括支援センターの再編（案）

- ◆酒田市地域包括支援センター受託法人代表者訪問 令和5年8月21日～9月5日  
出席者 受託法人代表者または理事等、地域包括支援センター長ほか

## 1 人員配置について

- ・エリアが拡大することにより、対応が遅くなる
- ・移動距離や高齢者数が増えることで、職員の負担が増加する
- ・住民との心理的な距離が離れてしまうことが心配
- ・創設当初と同じ職員数で、業務をこなすことはできない

- ⇒◆**現在、地域包括支援センターを受託している法人へ、継続して委託する**
- ◆**統合しない3・4・5圏域は、人員体制等現状のまま継続して委託する**
  - ◆**統合する圏域は、双方から職員を選出し、加配職員または兼務職員の配置について検討する**
  - ◆**統合する圏域内に、地域の特徴に応じた窓口を設置、併せて職員配置について検討する**  
検討については、市の方針を示しながら、統合する圏域の法人代表者等と協議していく  
(5年程度の時限措置とする)

【参考：地域包括支援センターの種類（出典：厚生労働省HP R4.4末時点）】

包括センター	地域包括支援センターの施設	5,404箇所
ブランチ	本体のセンターと連携のもと、地域住民の身近な所で相談を受け、センターにつなぐための窓口	1,647箇所
サブセンター	本体のセンターと一体的に包括的支援事業を実施する支所	358箇所

地域包括支援センター：3職種＋生活支援コーディネーターを配置  
地域窓口：法人内職員を配置し、地域包括支援センターと連携を図りながら、地域住民のニーズに対応する

## 2 基幹型包括支援センターについて

- ・包括へは一定レベルの職員を配置する必要があり、職員育成に苦慮している
- ・包括の調整役として市からサポートしてほしい
- ・全包括職員を支える体制が必要。法人だけで専門職を育成するのは大変

⇒◆**重層的支援体制整備事業と調整を図りながら、市への基幹型包括支援センター設置について検討**

## 3 予防プランについて

- ・予防プランが増え、本来業務を圧迫している。介護予防事業や虐待等の本来業務に注力できない

⇒◆**介護予防支援の指定対象拡大に伴い、居宅介護支援事業所への委託を検討**

◆**総合相談支援業務は、包括支援センターが行う根幹の業務であるため、委託は行わない**

## 4 委託料について

- ・委託料のアップについては、以前から話題が出ている。エリア拡大による経費はどうか

⇒◆**委託料の検討。介護報酬改定による見直しの検討**

【現行】

委託料：3職種：6,000千円/人、生活支援コーディネーター(SC)：4,000千円/人

◆ 3職種 25人(3職種配置5箇所、2職種配置5箇所) = 150,000千円

◆ SC 10人(1人ずつ配置10箇所) = 40,000千円

計 190,000千円